

四日市市ワークスタイル・イノベーション推進事業業務委託プロポーザル審査要領

1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象となる参加事業者(以下「参加者」という。)は、四日市市(以下「本市」という。)へ企画提案書を提出した者に限る。

2 審査の方法(項目・配点・審査基準)

- (1)本市が設置した「四日市市ワークスタイル・イノベーション推進事業業務委託 プロポーザル 審査委員会」(以下「委員会」という。)が参加者の審査を行う。
- (2)審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、各審査項目に対して評価点を付与する。
- (3)各委員の評価点について、審査基準ごとに平均値を算出し(小数点第一位以下切捨)、各審査基準の平均値を合算した総得点の高い参加者を受託候補者として選定する。ただし、総得点の高い参加者が60点に満たない場合は受託候補者とししない。
なお、総得点が同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として選定する。見積額も同じ場合は、委員長が決定する。
- (4)審査項目、配点、審査基準は、別紙のとおりとする。

3 審査

- (1)企画提案書及びヒアリングによって、審査を実施する。
- (2)見積書合計金額が予算額を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (3)ヒアリングの概要は以下のとおりとする。
 - ・参加者からの企画提案書に関するプレゼンテーション(約20分)
 - ・委員会から参加者へのヒアリング(約20分)
 - ・参加者の出席人数は2人以内とする。
 - ・説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- (4)ヒアリング審査の詳細(会場、時間、順番等)については、後日各参加者へ通知する。
- (5)審査結果は、企画提案書の提出のあったすべての参加者に通知する。

4 その他

企画提案書等の書類に事実と相違が認められた場合は、事実に基づいた評価を行う。この場合、下方評価はするが、上方評価はしない。また、審査後に不正が発覚した場合は、審査結果を取り消すことがある。

【別紙】

評価A (係数 1.0)	評価B (係数 0.8)	評価C (係数 0.6)	評価D (係数 0.4)	評価E (係数 0.2)	評価F (係数 0)
優れた提案であり、十分な能力を有する。	(AとCの中間レベル)	想定していた平均的な提案である。	(CとEの中間レベル)	劣った提案であり、能力が乏しい。	全く記載がない。

審査項目	審査基準	配点(100点)
事業者概要・実施体制 (提案様式2)	事業が円滑に推進できる体制である。責任者、担当者、協力会社、再委託先等の役割、責任の所在が明確である。	5
類似業務実績 (提案様式2)	類似業務として相応しく、今回の委託内容に適した実績がある。	5
講師選定 (提案様式3)	講師の選定が妥当である。	15
実施方針 (提案様式4)	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にある。	10
	提案内容は実施方法等が具体的で実現性がある。	10
	広報計画、専用ランディングページの構想が具体的であり、妥当性がある。	10
研修の有効性 (提案様式5)	企業の課題に対して適切な研修を提案できる。	10
	研修計画が具体的であり、妥当性がある。	15
	従業員等が能動的に参加でき、研修後も主体的に働き方改革に取り組むことが期待できる研修計画が提案できる。	10
企画提案書全体	理解しやすく、的確な資料・報告書を作成する能力がある。	5
プレゼンテーション・質疑応答全体	論理的な説明ができるとともに、質疑応答に対し的確に回答する能力がある。	5